

「令和元年度農地等の利用の最適化に関する意見」（要旨）

改正農業委員会法の規定に基づき、第4回目となる「令和元年度農地等の利用の最適化に関する意見」を本会農政対策委員代表4名により、10月16日、宮城県農政部長を訪問し、宮城県知事あてに提出しました。

本年度の意見については、県内の農業委員や農地利用最適化推進委員の方々の「現場の声」を集約し、特に、多く出てきた意見の中から、施策に反映したい提案を中心に取りまとめを行い、9月18日開催の本会常設審議委員会で協議し、理事会報告も行い、決定しました。

提案会当日は、意見書を手渡した後、中村会長から意見提出の趣旨を述べ、その後、佐々木副会長から意見の要旨を説明しました。意見書の内容は、11項目で、概要は次のとおりです。

「1 『人・農地プラン』に基づく担い手への農地利用集積活動の加速化」については、農地の出し手が安心して貸し付けができ、そして、受け手は生産性や収益性の向上が図られるよう、採択要件の緩和など農地の基盤整備施策の一層の充実、を求めています。

「2 農地中間管理事業との連携強化」については、農地中間管理機構関連法案の成立に伴う各種手続きの簡素化など、改正内容の丁寧な説明や周知を図ること。また、「人・農地プラン」の実質化活動が活発に展開できるよう農業委員会体制強化のための関係予算の充実を図ること、を求めています。

「3 遊休農地対策の強化」については、抜根や整地など遊休農地の復元作業に対する支援策の充実・強化や、農地に関する相続登記の義務化やマスメディアを活用した農地の有効利用のPR、さらには、農地中間管理事業の関連予算の充実を国に働きかけること、を求めています。

「4 担い手の育成」については、5項目に整理しています。

一つ目は、「新規就農の促進」です。農業の魅力のPR、新規就農者をサポートする営農指導者の紹介、そして、技術や経営指導などソフト面の就農支援策を強化すること。また、新規参入をより一層推進するため、インターンシップの充

実・強化や、受入体制整備のための予算の充実を図ること。さらには、「農業次世代人材投資事業」予算の追加配分を国に働きかけること、を求めています。

二つ目は「認定農業者や法人組織等の経営発展支援」です。「宮城県農業経営相談所」を通じて、農業経営の法人化や経営発展への支援を継続的に行っていますが、より充実した支援活動が展開できるよう、県の支援を強化するとともに関係予算の充実を国に働きかけること、を求めています。

三つ目は「女性の社会参画・経営参画促進」です。女性が働きやすい環境づくりを推進するとともに、女性の視点に立った能力向上のための研修の充実・強化や異業種も含めた女性のネットワークづくり、さらには女性経営者の育成など、施策の充実・強化を図ること、を求めています。

四つ目が「農業労働力の確保」です。県内農業法人の経営者からも、労働力確保が非常に難しいとの声が出ています。農業労働力の確保に当たっては、経営者側と労働者側を結ぶ人材バンクの早急な整備や、外国人雇用の受入体制のノウハウを持った人材の確保など、県独自の支援策を講じること、を求めています。

五つ目は「スマート農業の普及推進」です。「スマート農業」の導入に当たっては莫大な経費が掛かるなど、導入に対するハードルは高い現状にあります。このため、最新情報の提供機会の拡大や研修会の充実、さらには機械・施設などの導入に対する支援施策の充実・強化を図ることなど、を求めています。

「5 鳥獣被害対策の強化」です。市町村域を超えた広域連携の構築や一斉駆除の実施など具体的な対策を早急に講じること。また、解体焼却施設などの整備や防除設備の導入・維持管理に対する支援施策を継続するとともに、駆除や防除に取り組む担い手の育成・確保のため対策を講じるよう求めています。

「6 優良種子の安定供給」については、今年10月に成立した「主要農作物種子条例」に基づき、主要農作物種子の安定生産や安定供給が行われるよう対策を講じるとともに、気象など自然的条件に適し、かつ栽培や利用上の特性を備えた品種の育成及び選定を図るよう求めています。

「7 TPP11（イレブン）などに係る支援対策の強化」については、TPP11や日欧EPAが発効し、今回、日米貿易協定が最終合意し、来年1月の発

効が想定されています。農業者の不安払拭（ふっしょく）のための現場への丁寧な説明や支援方針の明示と対策の強化を図ること、を求めています。

これらの意見に対して佐藤農政部長からは、「宮城県農業委員会ネットワーク機構と強く連携しながら、提案いただいた御意見を踏まえ、『農業が若者があこがれる魅力ある産業に』向け、各種施策を積極的に展開してまいります。」との回答がありました。

その後、懇談を行い、最後に、鈴木副会長から閉会の挨拶を述べ、提案会を閉じました。

今年度の意見とりまとめにあたり、御協力をいただいた各市町村の農業委員会の方々に感謝申し上げますとともに、来年度の「意見」作成にあたりましては、今年度以上のご意見・ご提案をいただきますようお願いいたします。

なお、各農業委員会においても、農業委員会法第38条により、各行政庁への「意見」の提出に取り組んでいきたいと考えています。